

令和2年5月26日

保護者のみなさまへ

大阪狭山市教育委員会

令和2年度 就学援助申請について（再度の通知）

平素より本市の教育行政にご理解賜りまして、誠にありがとうございます。

令和2年度の就学援助の申請について、学校の再開にあたり再度通知させていただきます。下記の要領で申請を受け付けていますので、申請を予定されているご家庭につきましては、期間内にご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、すでに申請いただいている保護者の方については、再度の提出は不要です。

記

- 1 提出方法 ・各学校または市役所学校教育グループに持参
・郵送 下記郵送先
〒589-8501 大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1
大阪狭山市教育委員会事務局 学校教育グループ
※朱字で「就学援助関係書類在中」とし、可能な限り簡易書留、レターパック等をご利用ください。発送後の未着・紛失を防ぐためです。
- 2 提出期日 令和2年6月12日（金） ※提出期日を延長しております。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭の経済状況が急変した世帯は、就学援助の対象となる場合があります。（受給には審査があります。）

<対象となる一例>

- ・解雇を通知された・失業した
- ・事業所（勤務先）が休業し収入が減った
- ・自営業であったが倒産又は破産した

上記以外にも個々のケースが考えられますが、対象となりそうと思われる保護者の方は一度申請をご検討ください。

<必要書類の一例> 下記のいずれかをご提出ください。

- ①失業した事がわかる書類
- ②直近3ヶ月分の給料明細
- ③倒産・破産にかかる従業員への倒産通知または裁判所への申立書 等

下記のQRコードから市役所のサイトを確認する事も可能です。



教育部学校教育グループ
TEL:072-366-0011